

令和4年12月定例会（令和4年12月23日）

泉南清掃事務組合議会会議録

令和4年第2回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙について	4
○副議長の選挙について	5
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○管理者の挨拶	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○例月現金出納検査結果報告	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○閉会の宣告	28
○署名議員	29

令和4年泉南清掃事務組合議会第2回定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月23日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指名
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案第 1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について
- 日程第 9 監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第10 議案第 3号 和解について
- 日程第11 議案第 4号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第12 議案第 5号 令和4年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 6号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第13

出席議員（12名）

1番	福田雅之君	2番	二神勝君
3番	中村秀人君	4番	上甲誠君
5番	浅井妙子君	6番	見本栄次君
7番	岡田好子君	8番	谷藤麻由奈君
9番	井上実君	10番	古谷公俊君
11番	河部優君	12番	森裕文君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	山本優真君	副管理者	水野謙二君
会計管理者	東野雅毅君		

事務局職員出席者

事務局長	稲垣豊司君	事務局次長兼 総務課長	川村和幸君
事業課長	古木康之君		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（稲垣豊司君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和4年第2回定例会を開催させていただきます。

私は事務局長の稲垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、お手元に配付しております資料につきましてご説明させていただきます。

まず、議案書の6ページ、議案第3号 和解についてにつきまして誤りがございますので、正誤表のとおりお詫びして訂正させていただきます。

その他、議案第3号、議案第4号の附則として参考資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議会につきましては、泉南市、阪南市の議会選出組合議員に異動がございましたので、議長、副議長が不在となっております。したがって、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長者であります森議員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、森議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（森 裕文君） おはようございます。

着席させていただきます。

それでは、これより開催させていただきます。

本日、議員の皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市及び阪南市の議会選出組合議員の異動に伴い、議長並びに副議長が不在となっておりますので、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を執り行わせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

議員定数12名全員出席ですので、令和4年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

本日の議会につきましては、阪南市選出議員の皆様には10月の役員改選において、また、

泉南市選出議員の皆様には11月の役員改選において、それぞれ泉南清掃事務組合議会議員として選出され、初めての議会となっております。したがって、本組合議会の構成に変動がございましたので、大変恐縮ですが、議員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

阪南市の福田雅之議員のほうから順次よろしくお願ひします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（森 裕文君） ありがとうございます。

続きまして、理事者並びに事務局の自己紹介をお願いします。

〔理事者自己紹介〕

○臨時議長（森 裕文君） どうもありがとうございます。



◎開議の宣告

○臨時議長（森 裕文君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。



◎仮議席の指定

○臨時議長（森 裕文君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席のところを議席として指定いたします。

なお、議席番号は、1番、福田雅之議員、2番、二神勝議員、3番、中村秀人議員、4番、上甲誠議員、5番、浅井妙子議員、6番、見本栄次議員、7番、岡田好子議員、8番、谷藤麻由奈議員、9番、井上実議員、10番、古谷公俊議員、11番、河部優議員、12番、私、森裕文でございます。



◎議長の選挙について

○臨時議長（森 裕文君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森 裕文君） ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、阪南市市議会議長であります見本栄次議員を議長に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森 裕文君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長に見本栄次議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました見本栄次議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、議長就任のご挨拶をお願いします。

○議長（見本栄次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご賛同をいただきまして、泉南清掃事務組合議会議長に就任いたしました見本でございます。

微力ではございますが、円滑な議会運営と本組合の事業推進のため尽力してまいり所存でございますので、どうか議員の皆様方、また管理者、副管理者並びに事務局職員皆様方のご支援、ご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（森 裕文君） どうもありがとうございました。

ここで私は退席し、見本議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。



◎副議長の選挙について

○議長（見本栄次君） それでは、引き続き議事日程により進めてまいります。

日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、泉南市議会議長であります森裕文議員を副議長に指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、副議長に森裕文議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました森裕文議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（森 裕文君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご賛同いただきまして、泉南清掃事務組合議会副議長に就任いたしました森でございます。

見本議長の下、当組合の議会運営に協力してまいり所存でありますので、皆様方のご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ですが就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（見本栄次君） ありがとうございます。



◎議席の指定

○議長（見本栄次君） 日程第4、議席の指定を行います。

このたび新たに本組合議員に選出されました議員各位の議席は、ただいまご着席のところを議席と指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（見本栄次君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番、上甲誠議員、5番、浅井妙子議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（見本栄次君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎管理者の挨拶

○議長（見本栄次君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

見本議長、森副議長をはじめ議員各位の皆様におかれましては、清掃行政全般にわたり格段のご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、廃棄物を適正に処理し、快適で良好な生活環境を維持していくことは、市民生活に最も密着した重要な課題であり、全ての市民の願いでもあります。そのため、ごみ処理施設の充実を図ることは廃棄物処理行政を行う上で非常に重要であり、さらなる安定稼働と適切な管理運営を行ってまいります。

さて、本日の議案は6件でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

提案理由といたしましては、公平委員会委員中村求氏は、令和4年12月19日をもって任期満了となり、最適任者として認め再任いたしたくご提案申し上げます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書2ページにお示しのとおりでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり

同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第8、議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、上甲誠議員の退席を求めます。

〔4番、上甲 誠君 退席〕

○議長（見本栄次君） 管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書3ページをお開き願います。

組合議会議員の改選に伴い、議会選出の監査委員が不在となっておりますので、慣例に従い、阪南市監査委員である上甲誠氏を本組合の監査委員として適任者と認め、選任いたしたくご提案申し上げます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を求めます。

〔4番、上甲 誠君 入場〕

○議長（見本栄次君） ただいま上甲誠議員の監査委員の選任に同意することに決定しましたので、上甲誠議員より監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

○4番（上甲 誠君） ただいま選任同意いただきました上甲でございます。

監査委員就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在、この泉南清掃事務組合に関しましては、次期ごみ処理施設建設事業ということで大きな事業が進むということで大変重要な職責かなというふうに認識をしております。私も監査委員として実は3度目になるんですけれども、しっかりとこの財政面、そして予算執行がしっかり行われているかということをしっかりチェックをしていきたいと思っておりますので、どうか皆様方のご支援とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。



◎例月現金出納検査結果報告

○議長（見本栄次君） 日程第9、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告について、上甲監査委員よりお願いいたします。

上甲議員。

○4番（上甲 誠君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告につきまして、前任者に代わりご報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和3年度会計の令和4年2月分から令和4年5月分までの4か月分及び令和4年度会計の令和4年4月分から令和4年10月

分までの7か月分の検査を実施しております。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しております、出納は適正に執行されております。

以上、簡単ではございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第9、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第10、議案第3号 和解についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第3号 和解についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。

提案理由につきましては、契約違反に対する解決金の支払い等について和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、議案書に記載しているとおりでございます。

主な内容につきましては、焼却灰等運搬業務委託における焼却灰積み込み作業において、法令で定める有資格者が義務づけられていますが、一定期間において有資格者が従事していないことが判明いたしました。その期間における労務費に差額が生じたので、契約違反に対する解決金支払いの合意を交わすものでありまして、本組合議会の承認を得ることを条件として、相手方と和解が成立する運びとなりました。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） 組合議員になって6年ぶりぐらいで浦島太郎状態なんですけれども、ちょっとだけ、2点だけ確認させてほしいんですが、この業務違反だったというのは、ちょっと僕も内容をこれ見て大体分かるんですけれども、当初どういった形で判明、気づいたのかということと、和解が成立したと。これ、裁判までには至らなくて、第三者を通じてやられたということだと思えるんですけれども、弁護士料とかは大体どのぐらい総額でかかったのか、それだけちょっと確認の意味で教えていただきたいと思います。

○議長（見本栄次君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） それでは、お答えいたします。

まず、経過についてをご説明させていただきます。

令和4年8月19日におきまして、岸和田労働基準監督署の立入検査がございました。当組合内の焼却灰搬出作業におきまして、その場でクレーンの有資格者が従事していないことが明らかになりました。そして、すぐに委託先の契約業者に確認をしたところ、令和2年6月1日から令和4年8月19日までの間、無資格者が従事していたことが判明いたしました。事実を確認後、事業者に対しまして、すぐにクレーン従事者資格を取得するという事を命じまして、すぐに資格を取得していただいております。

その後、組合といたしまして弁護士さんに相談いたしました。組合としての業務につきましては灰搬出を滞りなく行っているということで、きちんと遂行されているので損害賠償請求はできませんとの回答をいただきました。そのために、裁判外での和解案ということで、今回の和解金、期間中におけます労務費の差額、それについて相手方と話をしまして、今回の和解ということに至りました。

費用のほうは、かかっていないということで。

よろしく申し上げます。

○議長（見本栄次君） 10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） 弁護士費用はかかってないと理解しておいていいですか。

○議長（見本栄次君） 稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） 弁護士費用の件でございますけれども、顧問弁護士契約をしておりまして、その範囲の中で対応させていただいたということでございます。

○議長（見本栄次君） 10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） 顧問弁護士費用、ちなみに年間幾らぐらい。分かる範囲で構いません、組合議会としての。お願いします。

○議長（見本栄次君） 川村事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） お答えします。

年額66万円でございます。

○議長（見本栄次君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第10、議案第3号 和解について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第11、議案第4号 指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第4号 指定管理者の指定の期間の変更についてにつきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開き願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、泉南清掃事務組合温水プールの指定管理者の指定の期間を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

泉南清掃事務組合温水プールにつきましては、令和4年度末で指定管理期間満了となりま

すが、新清掃工場建設に伴い令和6年度中に廃止予定であることから、新たな指定管理者の選定を行うことなく、現行の指定の期間について延長を行うものであります。

議案書8ページをお開き願います。

参考としまして、指定管理者である株式会社尾崎スイミングスクールの概要を記載しております。

以上、甚だ簡単ではありますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第11、議案第4号 指定管理者の指定の期間の変更について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第12、議案第5号 令和4年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議長（見本栄次君） 稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） ただいま上程されました議案第5号 令和4年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書9ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,791万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,332万7,000円とするものであります。

また、第2条、債務負担行為の補正といたしまして、先ほど議案第4号でご承認賜りました指定管理者の指定の期間の変更に伴い債務負担行為の追加を行うものであり、温水プール指定管理事業の期間を令和4年度から令和6年度、限度額を4,538万4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、別冊補正予算書7ページをお開き願います。

歳出であります。第2款衛生費、第1項清掃費、第2目塵芥処理費につきまして、事業課職員1名の早期退職に伴い、退職手当1,701万8,000円を計上しております。

次に、第2項厚生費、第1目温水プール管理費につきましては、温水プール消防設備の修繕経費として89万9,000円を計上し、合計1,791万7,000円の増額補正をするものでございます。

5ページをお開き願います。

これに伴いまして、説明欄上段に記載のとおり、負担金につきましては、令和3年度繰越金7,925万2,000円を令和3年度の両市の負担割合に基づき減額するものでございますが、下段に記載しております1,791万7,000円は、令和4年度の負担割合に基づき増額となりますので、差し引きまして6,133万5,000円の減額となり、泉南市が3,359万3,000円、阪南市が2,774万2,000円の減額とするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、令和4年度の補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第12、議案第5号 令和4年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第13、議案第6号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者より成果説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第6号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、その成果の概要についてご説明を申し上げます。

令和3年度の一般会計決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用した同法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の方々に慎重な審査をお願いいたしましたところ、さきにご配付いたしておりますとおりの審査意見がございましたので、その写しを添えまして、議会の認定を賜りたくご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、お手元の主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページの本組合の主要事業でありますごみ焼却事業及び資源ごみ再資源化事業でございますが、令和3年度の可燃ごみ受入れ総量が約3万1,000トンとなり、令和2年度と比較すると1.5%の減少となりました。

平成20年度の構成市における可燃ごみ有料化導入により、1日1人当たりの排出量は約80グラムとなりましたが、現在もおおむね横ばいで推移をしております。

ごみ焼却事業につきましては、年間を通して安定した設備の稼働を確保するために、焼却

炉を停止して行う定期点検工事や計画的な修繕工事を実施いたしました。

資源ごみ再資源化事業につきましては、資源ごみの細分化を行うことで、廃棄物の発生を抑制することのみならず、有価物売払い収入に貢献することができ、市場価格の高騰と相まって、その収入は約3,600万円となりました。

再資源化率につきましては、令和2年と比較すると3.8ポイント向上し、77.3%となりました。

さらに、環境面におきましては、排ガス測定・各種分析を実施し、法規制値のみならず、法令より厳しく設定した自主基準値を満足して、焼却による環境負荷を最小限に抑えることができました。

なお、各事業の詳細につきましては、次のページ以降でお示ししているとおりでございますので、ご参照願います。

以上が、令和3年度における主要な施策の成果でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

続きまして、監査委員より決算審査の結果報告をお願いいたします。

上甲監査委員。

○4番（上甲 誠君） それでは、決算審査の結果を、これも前任者に代わりご報告を申し上げます。

地方自治法第292条の規定により準用し同法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました令和3年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算について、決算書及び附属書類について、令和4年10月6日に厳正な審査を行いました。

その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数については関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、その収支は正確であることを認めました。

審査の意見に記載のとおり、決算総額を前年度と比較しますと、歳入は1.8%減少し、歳出は5.0%減少となりました。

歳入では、焼却炉工事箇所及び金額の減少により、組合債4,040万円の減少でありましたが、選別後、売却をしている金属類、紙類等の資源化物価格の上昇により、諸収入1,896万7,251円の増加であったことから、減少は2,416万7,094円となりました。

歳出では、定期点検工事に伴う維持管理費及び修繕費が1,388万9,375円の減少、また、焼

却炉延命化工事箇所への減少による投資的経費4,592万8,000円の減少及び延命化工事に伴い一般廃棄物処理事業債を活用し借入している返済金、公債費1,197万1,279円の減少によるものであります。

このように、歳入、歳出増減の要因は、生活を支える基盤としてごみ焼却炉の安定的な稼働を目的とした定期点検及び予防保全に係る経費であります。

現在、職員の採用もなく、今後、技術的な知識を持った職員の退職後、令和12年度稼働予定で計画を進めている次期ごみ処理施設稼働後も見据え、歳出ではより少ない経費で安定的な稼働が可能となる運営の在り方を、そして歳入では排熱等を利用した高効率な発電による売電収入や有価物の売却方法等を含めた、より歳入につながる運営の在り方を熟慮し検討されたいところであります。

また、指定管理者による温水プール施設の管理運営においても、指定管理者管理運営施設第三者評価委員会での評価において、市民サービス及び利用者の満足向上など適正に実施されているとありますが、引き続き、法令や仕様書、業務計画書等に基づき管理運営が実施されているか等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、サービスや情報が利用者に提供されているかを組合独自の管理運営実績の評価を行い、必要に応じて助言、指導するなど、利用者の安心・安全を確保し、より一層の市民サービスの向上につなげられたいところであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通せない状況であります。清掃工場は市民生活に欠かせない施設であるため、さらなる感染症対策を講じるよう努められるとともに、今後の組合運営についても、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう健全な財政運営に取り組まれるよう意見を付している次第であります。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告といたします。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） それでは、決算内容につきましてご説明を申し上げます。

少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

お手数ですが、決算書3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、予算現額12億8,664万3,000円に対しまして、収入済額は12億9,636万6,261円となっております。

款別に説明させていただきますと、第1款分担金及び負担金といたしまして9億9,908万8,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして1億4,536万990円、第4款繰越金といたしまして3,895万1,257円、第5款諸収入といたしまして4,816万6,014円、第6款組合債といたしまして6,480万円となっております。

続きまして、歳出でございますが、4ページをお開き願います。

予算現額12億8,664万3,000円に対しまして、支出済額は12億1,711万3,426円となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款議会費といたしまして229万8,250円、第2款衛生費といたしまして9億476万4,461円、第3款公債費といたしまして3億1,005万715円、第4款予備費についての支出はございません。

以上、歳入合計が12億9,636万6,261円、歳出総額が12億1,711万3,426円となり、5ページの歳入歳出差引残高7,925万2,835円は令和4年度へ繰越しいたします。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

まず、7ページから8ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金であります。泉南市負担金が5億4,681万2,000円でございます。阪南市負担金が4億5,227万6,000円でございます。

第2款使用料及び手数料でございますが、持込ごみ処理施設使用料が1億4,536万990円でございます。

第4款繰越金であります。前年度繰越金といたしまして3,895万1,257円でございます。

8ページにかけましての第5款諸収入であります。雑入といたしまして4,816万6,014円でございます。

第6款組合債であります。衛生債といたしまして、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債200万円、ごみ処理施設整備事業債6,280万円の起債を発行しております。

続きまして、9ページからの歳出でございますが、第1款議会費といたしまして、正副議長及び議員報酬で222万2,900円などの支出となっております。

次に、第2款衛生費、第1項清掃費、第1目清掃総務費であります。正副管理者及び監査、公平委員報酬で69万4,930円、10ページにかけましての給料、職員手当等、共済費合わせまして4,772万6,721円は、総務課一般職5名分の人件費でございます。

報償費85万8,262円につきましては、国家賠償請求訴訟事件に係る弁護士報酬及び法律顧

問料でございます。

続きまして、第2目塵芥処理費であります、12ページにかけましての給料、職員手当等、共済費合わせて9,612万8,837円は、事業課一般職10名分の人件費でございます。

次に、需要費4,762万5,014円につきましての主なものとしましては、リサイクルセンターの光熱水費等でございます。

修繕料につきましては、焼却炉及びリサイクル施設の機器や、構内で使用します車両の修繕が主なものでございます。

次に、13ページにかけましての委託料4億4,595万1,528円につきまして主なものとしたしまして、大阪湾フェニックスへの焼却灰処分費用であります一般廃棄物埋立処分委託料5,002万8,330円、リサイクル施設における選別業務に要する費用であります資源ごみ選別業務委託料5,077万3,580円でございます。

また、13ページのごみ処理施設包括的運転等委託に係る運転管理業務委託料2億1,780万円、薬剤調達業務委託料2,842万9,934円、電力調達業務委託料7,440万5,718円でございます。

次に、工事請負費2億1,252万円でございますが、ごみ焼却設備点検工事は、焼却設備の機能を安定的に発揮させるため、稼働中に点検できない主要機器の検査等を実施し、定期的な整備点検を行ったものでございます。

資源ごみ選別機改修工事は、リサイクル施設へ搬入された缶・瓶を選別する機器の基幹的部分の改修を行ったものでございます。

回転キルン及びボイラ出口部耐火物補修工事は、燃焼温度が高温となる箇所であるため、損傷が激しく早期の補修が必要であることから、工事を実施したものでございます。

1・2号計量機更新工事は、計量機の性能劣化が懸念されたため、更新工事を実施したものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金228万円につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に係る負担金でございます。

続きまして、第3目ごみ処理施設整備費でございますが、ごみ処理基本計画及び地域計画策定業務委託料549万1,200円でございます。

続きまして、第2項厚生費、第1目温水プール管理費3,869万8,705円でございますが、温水プールの指定管理料でございます。

続きまして、14ページにかけましての第3款、第1項公債費でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、基幹的設備改良工事事業債、災害復旧事業債などの償還金で

ございます。

続きまして、第4款予備費につきましては支出はございませんが、清掃総務費、第3節報償費へ流用したものであり、国家賠償請求訴訟事件に係る弁護士報酬及び法律顧問料等へ流用したものでございます。

なお、15ページには実質収支に関する調書、17ページから18ページにかけましては財産に関する調書を添付しておりますのでよろしくお願ひします。

以上、簡単ではございますが、令和3年度決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、河部議員。

○11番（河部 優君） それでは、すみません、質問させていただきます。

まず、1つは、決算書の8ページなんですけれども、諸収入として雑入で、当初予算では2,300万ほど計上されているんですけれども、決算においては約2倍、要は4,800万円台になっているんです。その主な理由をちょっと教えていただきたいというのが1つです。

それと、もう一つ、温水プールの関係で、利用者が令和2年から令和3年に比べると約2,400人減になっているんですけれども、年齢別とかでいうと高齢者が1,600人ほど少なくなっているんですけれども、その辺を分析というんでしょうか、なぜそういうふうになっているのかというのを分かればちょっと教えていただきたいと思います。

それと、最後ですけれども、職員の採用に関わってですけれども、私も令和2年の段階で組合議会のほうで質問させていただいたんですけれども、そのときで、ここ数十年、新規の採用がされていないということで質問させていただいて、現時点においても新たな採用がないということで先ほど監査委員からの意見でもございましたけれども、2年前の段階で現在の職員さんの平均年齢が54.7歳ということがあったんですが、そこから2年半ほど過ぎておりますので、このままで推移されていれば現在56歳とか57歳という平均年齢になっておるかと思うんですが、その辺について、いつも答弁では、それぞれ構成市のほうから採用計画なり退職で減った分については構成市のほうから補うというような答弁もあるんですけれども、組合として、その辺の新たな採用、今後の技術面も含めて、その辺の考えをちょっとお聞か

せいただきたいと思います。

○議長（見本栄次君） 川村事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 私のほうから、まず、諸収入の雑入の増額理由をご説明いたします。

資源価格の高騰に伴いまして、本組合から事業者への有価物の売払い代金、特に金属等の売払い単価も上昇しております。これによりまして、有価物の売払い代金が前年度より約2,213万円増加したことが主な要因でございます。

○議長（見本栄次君） 稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） 私のほうから、職員採用についてご答弁いたします。議員ご指摘のとおり、議員が2年半前に質問された以降も、新たなプロパー職員の採用を行っておらず、プロパー職員はそのまま年齢を重ねている現状でございます。現在、一番若いプロパー職員で52、3歳になり、新工場が稼働予定の8年後には、定年である60歳を迎えることとなります。

したがって、現行の焼却場の維持管理につきましては、退職する職員の不足分を構成市からの派遣が基本であると考えています。令和3年度から泉南市から1名、化学職の職員が派遣されていますので、今後、退職等による減少分につきましても、構成市に職員の派遣要請をしていくこととなります。

もうひとつは、新規採用を実施していないことによる、技術の継承が難しいのではないかということですが、現状におきましても、運転管理の大部分はJ F E環境サービスに委託してまして、プロパー職員が直接、運転を行うようなことはございません。現在におきましても、専門的な職員を配置ができない状況でございますので、運転技術の継承のための人材の確保が困難な状況にあります。したがって、新工場の運転管理につきましては、公設民営やP F Iなど民間活力を利活用して運転管理を実施して参りたいと考えています。

職員についてはご心配いただいているところではございますが、大阪市のよう大都市以外の小さな自治体では、全国的に技術者の確保ということが困難な状況になってございます。

以上でございます。

○議長（見本栄次君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 私のほうから、温水プールのご質問に関しましてお答えさせていただきます。

令和2年と令和3年を比較いたしますと、どちらもコロナの影響で休館がございました。令和2年につきましては55日間、令和3年度につきましては57日間と休館いたしまして、その結果、開館日数のほうも、令和2年が229日に対し、令和3年は243日、利用者数につきましても、令和2年が3万3,343人に対しまして、令和3年度は3万922人と、かなり減少しております。

中身につきましては以上でございます。

○議長（見本栄次君） 11番、河部議員。

○11番（河部 優君） 職員の件ですけれども、今の事務局長の話を聞いていると、このまま自然に減って行って、令和12年の新たな工場の中で、じゃ、組合の職員さんはおらんようになる。構成市から入れるんでしょうけれども、組合として採用する職員がおらんくなるというんだと、そういう説明なんですけれども、私もそれでええのかなというちょっと危惧もありますし、技術面で、この組合議会でそういうやり取りを含めて、今後、令和12年以降でいうたら民間の業者さんや委託を受ける業者も含めてやるのかという話になるし、この辺、ちょっと気になる点は気になります。

もう一つは、2年前にも聞かせてもろうたんですけれども、今、退職年齢の引上げの件も含めてそれぞれ自治体ではやっていますけれども、今の説明を聞いている限りでは、組合としては退職年齢の引上げをしませんよと。今まさに職員さんが52歳で、その方が退職するまで7年、あるいは令和12年で60になるということであれば、例えば、今、段階的に上げていっていますけれども、65歳まで考えるのであれば、7年じゃなしに、そこからプラス5になるわけで、ちょっとその辺のお考えなんかもちょっと聞けたらなと思うんですけれども。

○議長（見本栄次君） 稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） ちょっと説明不足がございました。申し訳ございません。

まず、プロパー職員の定年の件ですが、構成市の泉南市、阪南市におきましては、この12月議会で定年延長の議案を審議されていますので、組合議会においては、次の3月議会で定年延長についてご審議いただく予定でございますので、構成市と同様65歳定年になろうかと考えています。65歳定年になったとしても、60歳の時点でその後の勤務について、多様な選択肢があることから、60歳を迎えるという説明をさせていただきました。

やはり我々も、新工場が稼働したときにおいても、組合には総務や議会部門などの管理部門が残りますので、構成市からの派遣職員で組合運営を賄おうという計画でございますが、運転管理につきましては、民間事業者に委託する方向になるのかなと考えています。

ただ、委託業務の技術管理は必要であると考えていますので、構成市には事前にそういった職員を派遣していただけるようお願いはして参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（見本栄次君） ほかに。

10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） 度々すみません。

この決算書の10ページの真ん中のほうの弁護士報酬、決算書では85万8,262円。さっき年間66万と言っていましたよね。ちゃうかったっけ。その差額が安くなったのかどうかというのと、あと、その弁護士さんは、ちなみに泉南市で雇っている弁護士と同じ弁護士なのかな、たしか。その確認で教えてほしいのと、あと、11ページなんですけれども、建物災害保険料97万6,000何がし、この額を言われたので、これは1者の保険料ですよ、もちろん。民間で入札で取っているのかな。それがちょっと確認で、建物が償却してきている中で、ちょっと高いので、これの見直しとかいろいろされているのか、毎年ですね。災害とか起きたらそれは全部やってもらわなあかんねやけれども、この辺の常々見直しとか常にやられているかどうか、それが1点と、あと、11ページになるんですけれども、同じく真ん中のところ、国有財産土地使用料、これ、国に毎年35万5,000円払ってはるんですかね。ですよ。それがどこの部分なのかどうかですよ。これが僕が何を言いたいのかというと、国の建物、何十年も家賃を払っている。これ、こんなの、買取りでけへんのかな、交渉して。こんなの、国会議員に頼まな、言わなあかんと違うかなと思っっているんですよ。毎年こんなの払っているんやったら、みんな、よく陳情に行った、陳情に行ったと、写真撮っているんねんと。こんな国会議員ばんばん動かして、もう買い取りますと言うたら、そしたら毎年お金がかからへんことになって。細かい話。

あと、浜集会場、46万、これは仕方ないかなと思うんですけれども、46万、これは毎年払っていると、年間費で払っているということですね。これは区費と別でということで、ちょっとそれだけ教えていただければと思います。お願いします。

○議長（見本栄次君） 稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） それでは、私のほうから、国有財産の件と浜老人集会所の管理料ということにご答弁させていただきます。

まず、国有財産ですけれども、ちょうどこの敷地の海側に国有財産があります。国有財産というのは焼却施設に貸し出す場合は無償なんですけれども、ただそこに、国有財産の一部

に構成市さんの収集部門の庁舎があって、清掃庁舎ですね。泉南市の清掃庁舎と阪南市の資源対策課、収集部門の庁舎、その部分については有償ですよということで、国のほうから、ここは有償で貸しているということですから今までお支払いをしてきているというふうになっています。

ただ、今回、新しい清掃工場を建てる時、都市計画決定で清掃工場を建てる範囲をきれいに決めるわけで、その測量を今やっているところなんですけれども、そのときに、今回、清掃工場と清掃庁舎を明確に分けた場合、分けた部分について、清掃組合が借りているところは今までどおり無償になります。一部、阪南市の清掃庁舎と泉南市の清掃庁舎については、今後、構成市さんが国有地を借りるというふうになってくると思われまので、そのところで構成市さんが買い取るのか、有償で貸付けをされるのかは、ちょっと構成市さんのほうに調整をお願いしてまいりたいと思います。

それと浜老人集会場管理委託料でございますが、これは、清掃工場が建つときに、地元に対して一定の配慮をして老人集会場を建設したものでございます。建設費は組合を通じて費用負担をしているようですが、竣工後の管理につきましては、泉南市の条例により管理されていますので、光熱水費や修繕費などの維持管理費が必要となるため、その一部を阪南市さんに負担いただくため、組合から泉南市さんの一般会計にお繰り入れているものでございます。年額46万円でございます。

○10番（古谷公俊君） この期間はずっと毎年。

○事務局長（稲垣豊司君） 新しい施設、新工場ができる時、そういったことをまた一定協議をしていく必要があるんだと思っています。

以上でございます。

○議長（見本栄次君） 川村事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 私のほうから、そうしましたら弁護士報酬についてまずお答えいたします。

令和3年度決算で85万8,262円となっておりますが、この内訳につきましては、まず、顧問料といたしまして、先ほど申しましたように年額66万円。プラス、国家賠償請求事件2件の裁判がございまして、その2件に成功報酬といたしまして1件当たり9万円掛ける2件掛ける1.1、消費税ですね、掛けまして19万8,000円。あと、262円は、訴訟にかかった郵送費用ということで弁護士さんのほうにお支払いをしております。

次に、建物災害保険料の件でございますが、これにつきましては、1者で、全国自治協会

というところにお支払いをしております。

以上です。

○議長（見本栄次君） 10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） ありがとうございます。

ちょっと弁護士費用が要は高いんですよ、はっきり言うて。泉南市のこれ。別の弁護士の先生やったら分かるんですけども。ちょっと細かいことを言うて。さっき質問したのは、そういう理由やったので。泉南市でも一定の額を払っている。我々もそれは議会でお金をもらっている立場なんですけれども、ちょっとあまりにもかけ離れているなど、金額。泉南市とこっちでもらっているトータルの金額を見たら、えらい高いんですけども、僕が換算している中で。これはちょっと長いお付き合いをしている弁護士の先生やったら報酬ももらえ。ある程度、親しい仲でもあるし、この辺は交渉して行ってほしいなと思います。

建物の災害保険の、それは全国のそれで入っているんやったら仕方ないかなと思います。ちょっとこれも建物が古くなってきているので、ある程度、よく保険屋さんは見直しとかいろいろしていくので、そういうのも落としていけるんちゃうかなと思っていましたので。

国有財産の件、これはかからんように努力してほしいなというのはありますね。ゼロにする。こんなの、誰かて国に払わなあかんねやろうというふうになるので、ここは金額が大きいのでということです。浜老人集会所、これは仕方ないなというのは、ある程度僕も理解している中で、ちょっと数字が2つとも大きかったので確認させていただきました。

以上です。

○議長（見本栄次君） ほかに質疑はございませんか。

3番、中村議員。

○3番（中村秀人君） 1点だけ聞かせていただきます。

決算書の13ページ、14節工事請負費の回転キルン及びボイラ出口部耐火物補修工事についてお聞きします。

3,993万円なんですけど、焼却炉において、この回転キルンというのは非常に重要な部分で、ここが止まってしまうと焼却できないように思うんです。それで、成果説明書の4ページの上段に書いているんですけど、その中で1行目の後ろの方で「耐用年数が経過しており」というふうになっています。摩耗劣化が激しくて早期補修が必要であるから工事を実施したということなんですけど、今、この工場、新しく建て替えるに向けて動いておるんですけど、その建て替えまでに、このキルンがもつのか、だましましでいけるのか、この辺のことを少しお聞

きしたいんです。これが止まってしまうと焼却ができなくなって、非常に市民の生活に支障を来しますので、この辺お答えください。

○議長（見本栄次君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） それでは、お答えさせていただきます。

回転キルンにつきましては、先ほどから説明させていただきましたとおり、非常に焼却炉の中でも損傷が激しい部分でございます。それと、あと回転キルン方式という燃やし方を現在国内で一般廃棄物処理施設で使っている施設につきましては、残すところ、国内であと3か所か4か所しかございません。それに伴いまして、炉の中を高温から守る耐火物という一般に言われるれんがなんです、特殊なれんがを使っているんですが、そのれんがを作っているところも少なくなってきました、職人さんも少なくなってきたということで、今回の工事につきましては、型枠を組みましてコンクリートの流し込みということで、耐火れんがの代わりに使ったりしてコストの削減に努めております。ただ、内部の温度が約800度前後ありますので、非常に損傷が激しく、耐用年数が短い。大体5年と言われているんです。ですから、5年ぐらいのスパンで、後、閉炉まで、言い方は悪いですが、だましまし使いながら安定稼働できるように補修工事を行っていくということで、今回一部改修ということで実施をさせていただきました。

また、閉炉までに今度は回転キルンを動かしている設備につきましては、令和5年度の当初予算のほうで今計上させてもらう予定でおりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（見本栄次君） 3番、中村議員。

○3番（中村秀人君） 日本で3つか4つしか残ってない。焼いた後にスクリュウ方式、回転キルンですから回ってのところで非常に傷むのが早いというようなことも承知しております。

先日、行政視察でクリーンセンターのほうに行った際は、簡単に言うとベルトコンベヤーみたいになっているので、次の建て替えのときにはこの方式になっていくのかなというふうに思いますが、本当にこれ非常に怖い部分なので、しっかり日々の点検とかしていただいて、止まることのないように、今後、よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（見本栄次君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第13、議案第6号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、
原案のとおり認定可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり認定可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（見本栄次君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月23日

議 長 見 本 栄 次

署 名 議 員 上 甲 誠

署 名 議 員 浅 井 妙 子